

令和6年度 オリジナルコンテンツ制作(IP)補助金 概要

【目的】

- ◆ 市内コンテンツ事業者等に対し、自ら販売する権利を有するコンテンツを制作するための経費を一部補助することで、自社コンテンツの販売や知的財産を活用して収益を得るIPビジネスへの取り組みを促進させ、市場規模の拡大を目指す。

【補助対象】

- ◆ 対象者は、札幌市内に本社を有するコンテンツ制作事業者、クリエイター等
- ◆ 対象事業は、自らコンテンツ(ゲーム・アニメ・実写映像)を制作し、コンテンツのIPを有するもので、コンテンツの販売、放映・公開が決定しており、かつ、制作するコンテンツの各種知的財産権登録・出願を具体的に計画しているもの。

※販売、放映・公開は、広く一般に対するものであれば、テレビ放送やパッケージ販売等に限らず、YouTubeやSteam等のプラットフォームを利用したものでも差し支えない。

- ◆ オリジナルコンテンツを制作するための経費を一部補助。補助対象者の社内スタッフが本事業に従事する場合の経費も一部対象とする(対象経費として計上できる条件や上限設定あり)。
- ◆ 制作するコンテンツの内容が、宗教的又は政治的な宣伝意図を有するもの、公序良俗に反するもの、短い広告放送であるコマーシャルのためのもの、企業等のプロモーションのためのもの、他の補助制度(補助金、委託費)等による財政的支援を受けているものは対象外とする。

令和6年度 オリジナルコンテンツ制作(IP)補助金 概要

【補助条件や対象経費】

- ◆ 補助対象期間内に対象となるオリジナルコンテンツの制作が完了することが必要。
- ◆ 制作するコンテンツに含まれる著作権・肖像権・映像音声二次使用等の適切な諸権利処理が必須。
→権利使用についての処理を適切に行っていることが確認できる書類の写し(使用許諾契約書等)の提出要。
- ◆ 補助対象者以外の既存IP使用料や、IP登録にかかる出願料、租税公課等の経費は対象外。
→他者の既存IPを使用すること自体を妨げるものではない。
- ◆ 他者IPであっても、当該コンテンツのために新たに制作する経費は対象。
例)コンテンツ制作のための脚本料、キャラクター作成料等は、いずれも人件費として対象経費とする。
→上述のとおり適切な権利処理は必須。確認書類等の提出も必要。
- ◆ IP出願や登録申請に係る書類作成を、補助期間内に弁理士等に外注した場合は、その経費は対象。
→ただし、補助対象期間内に登録、出願等の手続きを完了したものに限る。
- ◆ IP登録の申請・出願をした場合は、その事実及び結果を確認できる挙証書類の写しを提出。
- ◆ 補助金支払い後3年間において、制作したコンテンツを活用したIPビジネスでの展開等を行ったときは報告書の提出が必要。当該IPビジネスによる売り上げ等についても報告すること。
- ◆ 補助対象事業において制作するコンテンツが、令和9年2月末日までに、販売、放映又は公開がなされないことが明らかになった場合は、原則交付決定の取り消しを行う。